



債務名義の事件番号

大阪高等裁判所 平成25年(ネ)第3633号

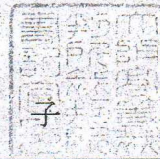
執行文

債権者は、債務者に対し、この債務名義により強制執行をすることができる。

平成26年3月28日

大阪高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 村上章子



債権者 (控訴人 原告)	戸田久和
債務者 (被控訴人 被告)	宮井将
債務名義に係る請求権の一部について強制執行をすることができる範囲	
主文 2 項	
付与の事由	
ア 事実の到来を証する文書を提出 (民執法27Ⅰ) イ 承継等が明白 (民執法27Ⅱ) ウ 承継等を証する文書を提出 (民執法27Ⅱ) エ 特別の事情等を証する文書を提出 (民執法27Ⅲ) オ 付与を命ずる判決 (該当する符号を右の欄に記載する。)	
再度付与	

注 該当する事項がない場合には、斜線を引く。

